

Introductions of the Materials on Legal Education (9)

川嶋, 四郎
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/7577>

出版情報：法政研究. 72 (1), pp.226-211, 2005-07-20. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：



アメリカにおけるロー・スクール教育関係文献紹介(9)

川 嶋 四 郎

<目次>

1. はじめに

—本稿の目的—

2. Judith Wegner 教授のロー・スクール教育論演習 (以上、69巻1号)
3. John Sexton, Legal Education ; Today and Tomorrow (69巻3号)
4. William P. Quigley, Introduction to Clinical Teaching for the New Clinical Law Professor ; A View from the First Floor (69巻4号)
5. Ruta K. Stropus, Mend It, Bend It, and Extend It ; the Fate of Traditional Law School Methodology in the 21st Century (70巻1号)
6. Orin S. Kerr, The Decline of the Socratic Method at Harvard (70巻2号)
7. Lani Guinier, Lessons and Challenges of Becoming Gentlemen (70巻3号)
8. Gerald F. Hess, Listening to Our Students: Obstructing and Enhancing Learning in Law School (71巻1号)
9. Derek C. Bok, A Flawed System of Law Practice and Training (71巻2号)
10. Koichiro Fujikura, Reform of Legal Education in Japan: The Creation of Law Schools Without a Professional Sense of Mission (本号)

10. Koichiro Fujikura, Reform of Legal Education in Japan: The Creation of Law Schools Without a Professional Sense of Mission

(1) はじめに

今回は、少し趣向を変えたい。

これまで、アメリカのロー・スクールの現場において、その教員たちによって論じられているロー・スクール教育論を紹介してきたが、今回はそこから少し離れて、アメリカのロー・スクールでも教鞭を執り、アメリカでも著名な日本人研究者が、『司法制度改革審議会意見書』が公表される前に、アメリカの法律雑誌に寄稿した論文を紹介したい。それは、現在、法科大学院教育に日々携わり、圧倒的多数の優れた法曹の卵と日常的に接する中で、この国の法科大学院の行く末に、少なからず「影」と「不安」とを感じるからである。

とりわけ、それは、制度の側面だけではなく、教員と学生との基本的なあり方の側面にも及ぶ。

法科大学院の創設は、新しい制度を創る割には、比較的短期間のしかし濃密な議論の末、いわば一つの政治的な決断として、行われた。その議論のプロセスでは、様々な有益な法学教育論や制度論が展開され、21世紀の司法のあり方や法曹を志す人々に、ある種の希望が与えられてきた。

ところで、一般に、個々の法科大学院の創設をめぐっても、また、様々な議論が行われてきた。現在、創設され運営されている法科大学院の多くが、多かれ少なかれ、内部的な様々な意見対立を止揚する形で創設されたことも、想像に難くはない。

リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカーの言葉を引くまでもなく、過去を忘れてはならないのであり、過去を記憶することに終わりなど、決してない。個々の大学における相応の法科大学院の創設は、それによって、それまでの様々な議論やプロセスの瑕疵および疑問点などを飲み込み、それらを治癒し克服したのではない。個々の法科大学院の設立過程では、一方で、自己の利益を棚上げにして、献身的かつ真摯な努力と営みが実践されてきた反面、他方では、様々な形での嫌がらせや妨害行為もまた存在した。

それらは、法科大学院創設後も、汚染された伏流水あるいはなりを潜めている活断層のごとく、確かに存在し続けている。法科大学院における実際の運営が、それらに対する「意識」なしに皮相的な個別対応で行われた場合には、思いがけない被害が、法曹養成にさいしてもたらされかねない危惧も、また払拭できない。問題は、法学教育改革における真摯で公正な継続的使命感であり、教員による自己の支配権の温存や既得権益の保守、小ずるい人間の跋扈、権力志向(権力との間のコネ志向)的な人間の暗躍などがあってはならないことは、太陽が西から上がることがない以上に自明である。

このような基本的な問題意識を踏まえて、今回は、藤倉皓一郎教授の「日本における法学教育の改革：専門的な使命感なきロー・スクールの創造」(Koichiro Fujikura, Reform of Legal Education in Japan: The Creation of Law Schools Without a Professional Sense of Mission, 75 Tulane Law Review, 941 (2001))を、特に紹介したい。

これは、日米の法学教育を知り尽くした研究者の手による、簡潔ではあるが核心をつく論考であり、その内容は、先に述べた根本問題の卑小さを読者に再確認させ、専門法曹の育成に専心させる原動力を有している。しかもまた、そこで学ぶ学生に対しては、専門法曹となるべき者の基本的な学びのスタンスを教えてくれる。そしてさらには、とりわけ独立行政法人(国立大学法人)化させられ、場合によっては、教育・研究以上に「集金力」さえ問われかねない近時における「知と学の世界における頹廢的」風潮の中で、「専門法曹を育てることの意義」を再発見するきっかけを与えてくれる。

確かに、この論文で用いられた基礎資料の内容は、その後、具体的な制度設計に関わる最終提言で、修正を加えられた面も少なからず存在する。しかし、この論文の放つ光彩は、現実に法科大学院が創設され、その教育が開始された現在においても、核心部分において変わるところがないと考えるからである。

ちなみに、私は、2001年の秋、あの9月11日の事件ののち、帰国を諦めて、ノース・カロライナ大学ロー・スクールに滞在しているときに、この論文に出会った。ロー・スクールの明るいファカルティ・ラウンジには、多くのロー・レビューが置かれており、たまたま手に取った一冊の中に、この論文を見つけた。そして、読ん

で深い感銘を受けた。今は昔である。

以下、この論文を紹介したい。なお、この論文の各段落等には、特に見出しは付されていないが、読者の便宜のために、今回紹介者が付加した。

(2) 論文紹介

1) 序

日本は、現在、法学教育をいかに改革すべきかをめぐる議論のさなかにある。藤倉教授は、その主たる論点を、学部レベルでの法学教育をなくして大学院レベルで法学の専門教育を行うべきか否か、すなわち、アメリカのロー・スクール・モデルを採用するかどうかをめぐるものであるとまとめる。

そして、この提言については、一方では、ヨーロッパ人の同僚から、大学の学部レベルでの法学教育を放棄することを理由に批判され、他方では、その場しのぎのアメリカ・ロー・スクールの疑似システムを導入することを批判された。つまり、いわば十字砲火を浴びることになったのであると、教授は記す。

2) 改革の背景

日本における既存の法曹養成過程が概観された後、2001年の初めの段階における改革提言が、紹介されている。

藤倉教授は、その種の提言の背景を、次のようにまとめる。

すなわち、特に、全面的な法制度および法学教育の構造改革に向けた唐突かつ迅速な動きが生み出されてきたが、特に弁護士数の増加は、経済界の要請に由来する。アメリカでビジネスを行っている多くの日系企業が、これまで、数多く訴訟に巻き込まれてきた。彼らは、アメリカ人弁護士やアメリカの法律事務所と契約を結び、途方もない高額報酬を支払ってきた。そこで、日本の弁護士に手助けを求めても、アメリカの弁護士にはほとんど比肩することもできない。それゆえ、企業は、より高質のリーガル・サービスを利用できることを強く求めることになった。それが、経済界における司法制度改革の要請に結びつき、その要求に対して、政治家が反応し、政治課題となったのである。

このような要請の増大は、政府における全面的な規制緩和とともに、社会秩序の形成における弁護士や裁判所のより積極的な役割を期待する方向に展開することとなった。突如として、年間3000人の法曹養成という目標が、その改革の一部になり、その要請を満たすために、2003年までに、10校から20校の法科大学院を創設することが、その提言に加えられた。その法科大学院における3年間の教育課程は、学生のほとんどが法曹になるための準備過程として、期待されているのである。法科大学院の修了学生の70%は合格できるように、司法試験のドラスティックな再構築も、予定されている。なお、司法研修所は、その司法試験に合格した者に、1年間の臨床教育を提供する目的のために、存在し続けることが予定されている。

大学サイドでは、基層的な教育上の問題は存在したものの、それまで、このような劇的な変革については、ほとんど語られていなかったと、藤倉教授は指摘する。そして、次のように論じる。

戦後、日本の高等教育は民主化され、一般市民が入学できる国立、公立および私立の大学が、日本の各所に設立された。限られた数のprestigeをもった大学におけるエリート教育が、より大衆化されたものに変化したのである。大学における法学教員は、なお独立した教育として、法学部で法学を教育してきた。しかし、学生数の増加に伴い、大学における伝統的な法学教育は、リベラルアーツ教育と調整する必要性によって、変容を被ることになった。

それゆえ、藤倉教授は、過去50年間に法学部で引き受けられてきた法学教育を、法学を主専攻とする一般教育と特徴づけるのが、フェアであろうと指摘する。それは、決して、潜在的な法曹のための専門法曹教育として、企図されたものではなかったのであり、むしろ、法学部は、有能な官僚、公務員、賢明な消費者および法意識の高い市民を教育するという有益な目的に奉仕してきたのである、と。

1950年代から1970年代のいわゆるベビーブームの時代を通じて、大学入学者数を増加させるという国の教育政策は、文部省（現、文部科学省）によって、先導されてきた。

そのように拡大された法学部は、法で身を立てることに主要な関心を示さない多くの学生や、また、必ずしも法を学ぶことに関心をもたない学生を、数多く抱え込むことになった。明確な目的をもたない、いわゆる「モラトリアム人間」が、数多

く法学部に入学したのである。それゆえ、多くの法学部は、伝統的な確立した体系的な教育カリキュラム、すなわち実体法と手続法とを含んだ六法中心のカリキュラムを、多様な学生の関心（あるいは無関心）に即応する形で変更することにしたのである。かつての必修科目の多くは、選択科目に変わった。学生たちは、さながらバイキング料理（スモークスボード）を食するように、科目の摘まみ食いができるようになったのである。そのようなプロセスにおいて、法学教育における伝統的なコア・カリキュラムは、値切られることになった。

このような法学教育は、予期しない方向から、挑戦を受けることになったのである。それは、すなわち商業ベースの司法試験予備校である。しかも、最高裁判所が設置している司法研修所における収容人員の物理的な限界から、不合理で厳しい司法試験の受験競争も生み出された。受験予備校は、洗練された法のテクニックや試験問題に答えるための高度にパターン化された方法を、効率的に伝授した。多くの司法試験予備校は、結果を出すことで商業的に成功したのである。

法曹を強く志す法学部学生にとっては、司法試験予備校に入学することが標準的な慣行になり、「ダブルス・スクール」といった用語さえ生み出された。その結果、主要大学における法学部の教室は、閑散としたものとなった。法学部教育は、表面的には、受験予備校に敗北することとなったのである。

3) 改革プランの検討

現在議論されている改革プランは、モデルとして、アメリカのロー・スクールの採用を提言している。そのようなモデルの採用が、日本で機能するかが問題となる。そこで、藤倉教授は、改革プランを検討する前提として、まず、よきアメリカのロー・スクールが、いくつかの顕著な特徴を有していることを指摘する。

- ①アメリカのロー・スクールは、公立か私立かなどを問わず、財政的に自立した自治的組織であること、
- ②ロー・スクール教育は、非常に高くつくこと、
- ③おおむね学生たちが、教育にかかる費用を支弁していること、
- ④過酷な競争が、トップ・ロー・スクールと言われるところでは存在すること、

および、

- ⑤法曹（弁護士会）が、ロー・スクールの設置基準を定立し、かつ、そのコンプライアンスをモニターするさいに、積極的な役割を引き受けていること。

日本における上記改革提言には、これらの特徴が欠けていると、教授は指摘する。

- ①日本における法科大学院の創設は、莫大な公的資金の投入によって行われること、
- ②公的な資金への経済的な依存性が、官僚的なコントロールを招く可能性があること、
- ③学生たちは、高額の補助金を支給された法学教育を受けること、
- ④官僚的な基準設定は、法科大学院間の競争を抑制すること、および、
- ⑤法曹（弁護士会）が、新たに法科大学院を設置するさいの基準定立のために、進んで積極的な役割を引き受けたがらないこと。

このように、アメリカのロー・スクール制度と、設置が予定されている日本の法科大学院制度との間には、かなり基本的な差異が存在するとする。

そして、教授は、これら諸点について、さらに敷衍する。

第1に、実際問題として、日本の既存の大学は、新たな法科大学院を設立するだけの余裕がないように思われる。ほとんどすべての日本の大学は、寄付なしで運営されている。国公立大学はもちろん、私立大学も、文部省（現、文部科学省）からの私学助成で運営されている。もしも、文部省（現、文部科学省）が十分な資金を得れば、既存の国立大学に十数校の法科大学院が創設されるかもしれず、若干の私立大学も、法科大学院を創設するための資金を集めることができるかもしれないが、しかし、多額の公的資金が提供されなければ、経済的な面での実現可能性は疑わしい。

第2に、文部省（現、文部科学省）は、法科大学院による公的資金の支出を監視するだけでなく、教育課程をも監視するであろう。このような官僚的な監督は、単に、国公立大学だけでなく、私立大学にも当てはまる。私学が、公的資金を享

受する限りで、文部省（現、文部科学省）のコントロールに服することになるのである。国公立大学が、長期的な教育目的を設定することは、その財政過程の不確実性ゆえに、困難である。単年度主義の会計原則に基づく資金的な限界は、柔軟性に欠ける浪費的かつ概算的な支出を、招来させることになるのである。

第3に、実際には、どの学生も、法科大学院が財政面で維持し続けるために徴求する高額の学費を支弁することができない。さらに、学生が、ローンによって法学教育を受ける制度も存在しない。奨学金の数は制限されている。公的資金の注入のみが、法科大学院教育を可能にする。これらの状況で、学生たちは、その教育が帯有する公的義務を意識することなく、巨額の助成金を得た法学教育を受けることになるであろう。また、学生たちは、自らが個人的に支払うものと引換えに高度の法学教育を享受することができる消費者であるといった鋭い感性をもつことなく、3年間の法科大学院の教育課程を経験するかもしれない。

第4に、財政的なサポートは平等に行われるというのが、官僚にとっての主要な原則である。どの特定の法科大学院も、優遇されるべきではない。確かに、法科大学院間の十分な競争は、そのような官僚主義的な財政支援からは、期待することができない。高質の法科大学院教育を学生に提供するための教育的な創意工夫に報いるシステムは、存在しないのである。

第5に、日本弁護士連合会は、若干の例外を除いて、新たな法科大学院の設置基準の策定に関して、あまり積極的ではない。法曹は、その後継者を教育し訓練するさいに積極的な役割を演じるべき使命を有しているといった感覚を、表明してはこなかったのである。しかも、皮肉なことに、俸給を得て司法研修所教育を受けた法曹が、新たな法科大学院の創造や国民一般に対して貢献すべきプロフェッションとしての義務感に、欠けているのである。

4) 結び

『司法制度改革審議会中間報告』は、法科大学院の創設に対して、「開放性、公平性、多様性」を強調している。しかし、アメリカのロー・スクール制度と、設置が予定されている日本の法科大学院制度との間に存在する差異は顕著であるので、それはあたかも木に竹を接ぐ試みのように思われる。予見可能な改革のインパクトは、

確実に生じている。すなわち、既存の法学部の多くが、新たに創設される専門職大学院としての法科大学院の予備校となることを、余儀なくさせられているのである。

法学教育の目的は、日本では必ずしも明確に定義されてこなかった。アメリカでさえ、グローバル化の波の中で、法曹の役割をめぐっては継続的な議論が行われている。

私見によれば、十全な判断ができる問題解決型の法曹を涵養するためには、現在日本で提言されているような専門的な法学教育よりもむしろ、学部段階におけるよきリベラル・アーツ教育が不可欠であると確信している。法学教育の目的を再定義することによって、大学における学部段階での法学教育を再構築すべきであろう。これは、一般市民を、法システムや法曹の賢明な利用者でありかつ聡明な消費者にするために、普通の市民に対する教育に焦点を当てることによって、遂行可能となるであろう。

法を教えることの目的は、プロフェッショナルとしての法曹や官僚ではなく、普通の市民に利益を与えることと、措定すべきである。それは、リベラル・アーツ教育の本質的な一部となるべきである。

(3) おわりに

本論文は、単に法科大学院制度の構築に裨益する論文であるだけではなく、専門法曹の感性の重要性を指摘する注目すべき論文と位置づけたい。本論文が描くアメリカのロー・スクールの卒業生たちによる長くて険しい日常的な司法に関する諸種の営みの中で、「フェア、ケア、シェア」という3つの言葉がその「正義の中身に結びついている」(藤倉皓一郎「アメリカ：訴訟社会から和解社会へ」司法改革調査室報1号6頁、13頁〔2003年〕)とされる現時の英米法が、形成され発展されて来たのである。

この論文における重要な指摘の甲斐もあって、本論文で指摘された問題点のいくつかは、すでに解決され、また、現在解決されつつあるようにも思われる。

例えば、弁護士会の法曹養成にかける情熱は、会の構成員全てが一致団結してという訳ではないが、この間、急速に高まった。弁護士の、後継者養成や司法の人的

基盤造りに向けた熱い使命感を、そこに看取することができる。それは、現実の法科大学院教育の現場だけではなく、日本弁護士連合会法務研究財団を通じた適性試験の実施や第三者評価機関の創設など、広範囲に及んでいる。裁判所や検察庁の法科大学院教育に対する協力も、手続面などにやや硬さが見られるものの、現実によく行われている。多くの法科大学院への常勤教員や非常勤教員の派遣などが、積極的に行われているのである。

また、例えば、学生ローンについては、法科大学院の創設に伴って、いくつかの金融機関が、それを実現するための新たな商品を開発した。奨学金制度についても、各大学等が様々な形で、その手当てを行った。

さらに、日本における法科大学院の創設にさいしては、法科大学院の修了学生が法曹資格を取得することができなければその教育課程が必ずしも評価されないとも思われるにもかかわらず、「莫大な公的資金の投入」は、旧国立大学（現、国立大学法人）の法科大学院においてさえ、必ずしも、行われなかったとすることができる。旧国立大学（現、国立大学法人）の場合には、多くの場合、既存の人的資源と物的資源をそこに割き与えることによって、そのような重要な国家的使命を実現すべき制度が、創設されたのである。旧国立大学（現、国立大学法人）における法科大学院の位置づけも多様であり、全学的課題として、全学から教職員のポストを集め、法科大学院に付加して割り付けた大学もあれば、そうでない大学もある。一般に、現在、法科大学院の多くの部分が、教職員の加重な負担の上に営まれているのである。とりわけ、職員の数を、日米比較してみた場合に、その径庭の大きさは驚くばかりである（例えば、驚愕の事実であるが、学生定員各学年100人規模の大学で、専門の事務職員が非常勤職員2名だけであるといったところさえ、存在したのである）。

しかし、藤倉論文で指摘された諸問題のいくつかは、法科大学院が創設されその教育が現実に行われ始めた現在においても、なお重要な課題として残っている。

例えば、旧国立大学（現、国立大学法人）の場合、直接間接の官僚的コントロールは、法科大学院現場の教育・研究を切り詰める形で、すでに現実化し、現場における疲弊の度合いは著しく増しているケースもあるように思われる。

法科大学院COEと呼ばれる「競争的」な資金についても、単年度主義の会計原

則に基づく限界は、基本的にその運用の柔軟性を欠乏させ、熟慮された公正で有効な支出の実現を妨げ、ひいては、浪費的かつ大雑把な支出を招来させる蓋然性さえ、少なくないであろう。

さらに学生に目を転じた場合に、法科大学院を取り巻く諸種の要因が、そこで学ぶ学生に、「使命感」を持たせることを困難にしているとも考えられる。「世界の中心で愛を叫ぶ」のは自由であり、時に、他者に深い感銘を与えることさえあるかもしれないが、法科大学院の中で自己中心的な横車を押されても、それは、困惑を超え、学修環境・教育環境・研究環境にとって、負の方向で作用するにすぎないであろう。「自学自修」を中心とした主体的な学びの姿勢は、堅持されねばならないのである。

しかも、法曹は社会における特別な存在などでは決してなく、むしろ、市民にとって身近な存在となるべきであることも、再確認されるべきであろう。それゆえ、普通の社会における基本的なコミュニケーションの作法は、法科大学院においても、当然に妥当しなければならないことは言うまでもない。例えば、私は、授業についての質問を、メールでも受け付けている。そして、他の学生にとっても有益であると思われる質問については、近接した授業中に紹介し、回答を共有財産にしようと考え、それを実践している。多くの学生は、メールでの私の回答に対して、受領、理解、そして返礼を伝え、時に再度の質問を返してくれる。しかし、中には、懇切丁寧に回答しても、受領のメールさえも返ってこない場合もある。……ともかく、大切なのは、法科大学院教育の過程における「日常」なのである（川嶋四郎「新司法試験と法科大学院教育——『民事系科目』について——」法学セミナー603号43頁〔2005年〕、および、同発言「シンポジウム・法科大学院教育と新司法試験」法学セミナー606号32-33頁〔2005年〕）。

それらはすべて、ひいては、21世紀の司法を支える法曹のエシックス、モラル、ミッションおよびインテグリティの問題にも、つながって行くであろう。本論文で指摘された学生のもつべき「感性」の重要性は、本論文の刊行時点とは異なる諸条件の下で法科大学院が創設された現状においても、その基層部分においては変わらないと考えられるのである。

ただ、それは、教員の基本的なあり方にも、直接的な反省を促す契機となるであ

ろう。たとえ素朴ではあるとしても、確かな正義の感性をもち、かつ、人と社会に対する鋭敏な感受性をもった学生にとっては、教員の一挙手一投足や片言隻句は、その学びのプロセスにおいて、重要な意義をもつからである。

なお、本論文が指摘する、司法研修所で学んだ修習生たちのもつべき使命感の点についても、少なくとも現時点では、変わりがなく、それは、重要な意義をもつと考えられる。

ところで、藤倉教授は、「学部段階におけるよきリベラル・アーツ教育が不可欠である」と指摘する。私も全く同感であり、その面でも、法科大学院の所期の理念が済し崩しにされる事態は、回避されねばならないと考える。また、本論文の末尾に記された法学教育の目的に関する教授の見解（「法を教えること」の目的は、プロフェッショナルとしての法曹や官僚ではなく、普通の市民に利益を与えることと、措定すべきである。）にも、深い共鳴を覚える。リベラル・アーツとしての「法学」教育の価値が再認識され、その具体化が志向されるべきである。なお、川嶋四郎「法学部・法科大学院の授業はこれからどうなるのか——21世紀における『大学教育の理想像』を求めて——」法学セミナー593号42頁（2004年）も参照。

また、法科大学院間の競争も、設置校の多さと、当初考えられていたものに比べた格段に低い合格率とによって、これからますます激化することが予想される。法科大学院制度の創設理念が、現実に妥協する形で歪曲化されないことを、願うばかりである。それは、質量ともに豊かな法曹を、正規のプロセスを通じた法曹養成過程で育成する情熱という、いわば法科大学院を支える人々の「心の水源」を、絶やすことなく汚すことなく、守り育てて行くことなのである（なお、長田弘『アメリカの心の歌』84頁、86頁〔岩波書店、1996年〕を参照）。

先に述べたように、私は、アメリカで、この論文に出会った。そこでの授業で、私は、本論文を紹介し、そして、学生たちと、日本版ロー・スクールのあり方について議論した。そのさい、ある学生が、私にデュークのロー・スクールに行ったことがあるかどうか尋ねた。州立のノース・カロライナ大学ロー・スクールのあるチャペル・ヒルの隣町ダーラムには、私立のデューク大学ロー・スクールも存在する。彼が言うには、ノース・カロライナと比べて、デューク・ロー・スクールの学生の平均年齢は、かなり低いとのことであった。しかも、学部を卒業してすぐにロー・

スクールに入学する学生の割合も、比較的多いとのことであった。その多くが、私学の高額な学費を支払うことができる裕福な家庭の子女であり、親から全面的に資金援助を受けて、ロー・スクールで学んでいるのだという。それに対して、州立大学であるノース・カロライナ大学ロー・スクールの学生の少なからずは、学部卒業後いったん社会に出て、ロー・スクールで学ぶための学費や生活費を稼いで、そこで学んでいるという。

日本でも、法科大学院学生の年齢構成も職業経験も多様であり、それは、学びの局面で、様々な刺激を相互に与え合うことを可能にするであろう。

ただ、法科大学院第2期生の入試を終えた現在、その受験生の背景を見た場合に、すでに暗雲の兆しささえ見え隠れする。それは、アメリカと比較して、また、前年度と比較して、社会人や他学部出身学生の割合が激減している点である。そこに、今後の制度運営にさいして、一抹の不安さえ覚えるのである（ちなみに、以上の下りを書きながら、十分に書物を読むことができる自由な時間を有していたその頃を懐かしく思い出したことも、特に付記しておきたい。）。

さらに、アメリカのロー・スクールにおける公益弁護士の養成と学費面での工夫については、かつて、フランク・アップルム教授が、九州大学におけるシンポジウムにおいて、注目すべき制度を紹介していた（フランク・アップハム発言「大学教育と法律実務家養成に関する連続シンポジウム」法政研究66巻4号1559頁、1673頁〔2000年〕）。

ちなみに、文芸評論家の小田切進は、鷗外の『渋江抽斎』（大正5年〔1916年〕）について、どこかで、次のようなことを記していたように思う。

すなわち、その作品の中には、日本に、デモクラシーの思潮が滔々と流れ込んでくるようになった時代に、「体制」の中で「近代」を造ろうとした鷗外のやり場のない「孤独感」が漂っているのを、見逃すことができない、と。

次元はかなり異なるものの、既存の国立大学法人という「体制」の中で、21世紀におけるこの国の司法を支える良き法曹を育成して行かなければならない、否、そうせざるを得ない法科大学院教育の現場で現在私が感じている「孤独感」と、それとは、相通じるものがあるようにも思われる。

(追記)

本稿を執筆してから、ずいぶん月日が経過したが、この間、私は、本稿と密接に関係するいくつかの著作に、巡り逢うことができた。以下、メモ書きとして、記しておきたい（なお、藤倉論文以降における法科大学院構想の具体化の過程については、例えば、青山善充「法科大学院の発足と法学教育の方法」『暁の鐘ふたたび〔明治大学法科大学院開設記念論文集〕』13頁（2005年）を参照）。

まず、詩人の長田弘は、ジョージ・オーウェルの作品を語る文脈で、次のようなことを記していた。すなわち、問題は、わたしたちの社会の現在から最悪の部分を取りとり、たんに経済上の正義だけではなく、今日の文明や自分自身の生活様式のもつ、どうしようもない欠陥や不正を根本からゆっくり確実にあらためてゆく機会を、わたしたちがみずからつかむことができるかどうかということなのだ、と（長田弘「ウィガンへの旅」同『定本・私の二十世紀書店』110頁、112頁〔みすず書房、1999年〕）。

また、出典は忘れたが、トーマス・マンは、どこかで、〈人を作家にするのは、人間的な、生き生きとした、平凡なものに対する市民的愛にほかならない。〉といった指摘をしていたと思う。太宰治も、大戦中に書かされた『惜別』の中で、確か同様の指摘をしていたように思う。おそらく、人々の日常的な紛争を適切に処理すべき使命をもつ法曹を育てるための手助けを、日々行っている法科大学院教員も、また同様であろう。

しかし、私のとぼしい感性では、現在、残念ながら、必ずしも法科大学院の総ての教員が、そのような「愛」を感じているとは思われない。しかも、学生もまた多様である。そのような中で、想起したのは、魯迅の「藤野先生」、そして、「宮沢賢治」。志の高さと使命感の強さは、内に秘められたものではあるが、相当なものであったことには間違いない。昔の教師は、時代的な制約はともかく、総じて偉い人が多かったと思う（例えば、魯迅「藤野先生」竹内好個人訳『魯迅文集〔第2巻〕』147頁〔筑摩書房、1983年〕、畑山博『教師宮沢賢治のしごと』〔小学館、1988年〕等を参照）。さらに、批評家の関川夏夫は、どこかで鋭く指摘していた。魯迅は、近代日本の核に「普通の人々の誠実さ」を思ったのである、と。

私の疑念と不安は、より根源的には、現時におけるこのような「核」の亀裂またはその崩壊の兆し（あるいは崩壊そのもの）に由来するのかも知れない。

かつて、この国には、「師範学校」という、優れた教員養成システムが存在した。「師範学校は、もともと貧しい家の子でよく出来る子がゆくところであった」（饗庭孝男『故郷の廃家』56頁〔新潮社、2005年〕）。私も、高校時代、師範学校を卒業された使命感溢れる何名かの老教員に教わることができた。そんなことも、また思い出した。そのような教員との出会いは、私が教師を目指した原点のひとつでもあった。

ところで、私は、この4月から、法科大学院で、「文学と法」という科目の授業を、3年生向けに行っている。新司法試験を、約1年後に控えた3年生に、である。第1回の授業の前に、ヴィクトル・ユーゴー（豊島与志雄訳）『レ・ミゼラブル(1)』（改版。全608頁。岩波書店、1987年）を読んで、ジャン・バルジャンの苦悩を考えなさい、といった宿題を出した。このような授業でも、法学既修者15名中の7名が受講してくれていることは、有り難い限りである。

私自身も、作品と学生の発言から学ぶことが少なくない。例えば、本稿との関係で、示唆的なユーゴーの指摘を挙げれば、次の通りである。

「神がミリエル閣下を造ったのは政治上の職務のためではなかったことを是認しながらも、われわれはまた、全権を有するナポレオンに対して、正義と自由との名における抗議、傲然たる反対、危険なるしかも正当なる対抗、それを彼があえてなした理由を了解し賞賛したいのである。しかしながら、勢いの盛んなる人々に対する行為にしてわれわれに快心なことも、勢いの衰えゆく人々に対してはさほどにもないものである。われわれは危険の伴う戦いをのみ快しとする。そしていかなるばあいにおいても、最初の戦士のみが最後の撃滅者たるの権利を有する。人の盛時において、執拗なる非難者でなかった者は、その滅落の前に黙すべきである。成功の排斥者のみが失敗の正当なる裁断者である。われわれは天命が手を出して打撃を与える時には、天命の成すままに任せるのである。」

「ついでに言うが、贅沢を憎むことは知的の嫌悪ではないだろう。かかる嫌悪のう

中には芸術の嫌悪が含まれるようである。さりながら教会の人々の間においては、演劇典例を除いては、贅沢は一つの不正である。それは実際においてあまり慈善的ならぬ習慣を示すがよように見える。栄耀なる牧師というものは一つの矛盾である。牧師は貧しき人々に接触していなければならない。およそ自ら自己のうちに、労働の埃のごとき聖き貧しさを多少有せずして、人はいかにして日夜絶えずあらゆる憂悶や不運や困窮に接することができるであろうか。炉のほとりにいて暖かくないという者を、想像し得らるるであろうか。絶えず竈で働いている労働者で、髪の毛を焦がさず、爪を黒くせず、一滴の汗をも知らず、顔に一粒の灰をも受けない者を、想像できるであろうか。牧師において、特に司教において、慈悲の第一のしるしは、それは貧しいということである。」

ちなみに、付言すれば、魯迅は、その作品『藤野先生』を、次のような文章で締めくくっている。

「……かれの写真だけは今でも北京のわが寓居の東の壁に、机の向かいに掛けてある。夜ごと仕事に倦んでなまけたくなる時、顔をあげて灯のもとに色の黒い、痩せたかれの顔が、いまも節をつけた口調で語り出しそうなを見ると、たちまち良心がよびもどされ、勇気も加わる。そこで一服たばこを吸って、『正人君子』たちから忌みきらわれる文章を書きつぐことになる。」(上記、竹内訳より)

私も、周さんの驥尾に付して、そして、またユーゴ氏の言う「知的の嫌悪」を大切にしながら、書き継がなければならない。

(続く)